

## 県指定鳥獣保護区特別保護地区の更新について

○鳥獣保護区特別保護地区とは

鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護または鳥獣の生息域の保護を図るために、特に必要があると認められる区域を指定。

### 1 該当する鳥獣保護区特別保護地区

- (1) 栗駒鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 翁倉山鳥獣保護区特別保護地区
- (3) 金華山鳥獣保護区特別保護地区

### 2 鳥獣保護区特別保護地区の指定内容について

指定面積等に変更なし。

保護地区名	指定期間(現指定期間)	面積	更新理由
栗駒 ( S50. 11. 1 指定)	R7. 11. 1 ～ R27. 10. 31 (H17. 11. 1～ R7. 10. 31) ※20 年間の 指定	1, 272ha	当地域は県内でも最多雪地帯であり残雪量も多く、豊かな自然が維持されており、ツキノワグマなどの大型鳥獣をはじめ多様な鳥獣が生息している。猛禽類、高山地帯特有の鳥獣も生息しているため、その生息域の中心を再度特別保護地区に指定する。
翁倉山 ( S40. 11. 1 指定)	R7. 11. 1 ～ R27. 10. 31 (H17. 11. 1～ R7. 10. 31) ※20 年間の 指定	62ha	当該区域は天然記念物であるイヌワシの繁殖が本県で初めて確認された地域であり、現在もその生息が確認されているほか、希少鳥類の生息地として重要な地域となっている。近年ではクマタカの生息も確認されており、その生息地としても重要であり、他の森林鳥獣にとっても良好な環境にあるため、再度特別保護地区として指定する。

保護地区名	指定期間(現指定期間)	面積	更新理由
金華山 (S50.11.1 指定)	R7.11.1～ R27.10.31 (H17.11.1～ R7.10.31) ※20年間の 指定	960ha	当該区域は、牡鹿半島の先端部から約700m離れた孤島で島全域が三陸復興国立公園特別地域に指定されており、豊かな植生による多様な鳥獣相が見られ、鳥獣の生育環境が良好に保たれている。また、「金華山島のニホンザル」が宮城県レッドリスト2024で「絶滅のおそれのある地域個体群(LP)」に区分されているほか、ニホンジカの集団生息地として貴重な地域でもあるため、再度特別保護地区として指定する。

### 3 鳥獣保護地区特別保護地区の更新手続き

- (1) 指針案(鳥獣保護区(特別保護地区)更新計画書)作成
- (2) 指針案の縦覧
- (3) 公聴会開催
- (4) 審議会諮問
- (5) 審議会答申
- (6) 県公報告示

### 4 縦覧結果について

- (1) 縦覧期間  
令和7年5月1日(水)から令和7年5月22日(木)まで
- (2) 縦覧場所
  - ・宮城県環境生活部自然保護課
  - ・宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所林業振興部
  - ・宮城県東部地方振興事務所林業振興部
- (3) 期間中の縦覧及び意見提出実績  
なし

### 5 公聴会開催結果について

- (1) 開催日時  
令和7年5月23日(金) 午前11時から午前11時30分まで  
午後2時から午後3時まで

(2) 開催場所

宮城県栗原合同庁舎

宮城県石巻合同庁舎

(3) 開催結果

イ) 栗駒鳥獣保護区特別保護地区

(公述人：栗原市、宮城北部森林管理署、栗原警察署、栗駒高原森林組合、宮城県猟友会栗原北部支部)

ロ) 翁倉山鳥獣保護区特別保護地区

(公述人：石巻市、宮城北部森林管理署、河北警察署、石巻地区森林組合、宮城県猟友会河北支部、南三陸ワシタカ研究会)

ハ) 金華山鳥獣保護区特別保護地区

(公述人：石巻市、宮城北部森林管理署、石巻警察署、石巻地区森林組合、宮城県猟友会石巻支部、黄金山神社)

鳥獣保護区（特別保護地区）更新計画書

1 名 称 栗駒鳥獣保護区（特別保護地区）

2 所在地 栗原市栗駒地内

3 区 域

栗原市及び大崎市にまたがる栗駒鳥獣保護区内の国有林宮城北部森林計画区 1 1 林班中イ、ロ、ハ、ろの各小班、1 2 林班中イ、ろ 1、ろ 2、ロ 1、ロ 2、ロ 3、ロ 4、ロ 5、ロ 6、ニ及びホの各小班、1 5 林班中ロ、ハ、に 1、に 2、ニ、ホ、ト及びチの各小班、2 0 林班中イ、ろ 1、ろ 2、ロ、は 1、及びは 2 の各小班、4 0 林班中へ小班、4 3 林班中イ、に及びほの各小班、4 6 小班中い、イ、ろの区域一円。

4 存続期間

令和 7 年 1 1 月 1 日から令和 2 7 年 1 0 月 3 1 日まで（2 0 年間）

5 指定区分 大規模生息地

6 更新の理由

宮城県北部栗原市に位置し、コニーデ型の栗駒火山地帯である。当地域は県内でも最多雪地帯であり残雪量も多く、周囲一体に雄大な山岳景観を成している。昭和 4 3 年から栗駒国立公園特別保護地区に指定され、貴重な自然環境の保全が行われ、豊かな自然が維持されており、ツキノワグマや天然記念物であるニホンカモシカなど行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ多様な鳥獣が生息している。クマタカ、オオタカなどのワシタカ類やフクロウなどの猛禽類、また、イワヒバリ、カヤクグリ、ウソ、ホシガラス、ビンズイ、オコジョといった高山地帯特有の鳥獣も生息しているため、その生息域の中心を再度特別保護地区に指定するものである。

7 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

(1) 総面積 1,272 ha

{	うち 山林	1,272 ha	原野	0 ha	農地	0 ha
	水面	0 ha	住宅地	0 ha	その他	0 ha

(2) 所有者別内訳

イ 国有地 1,272 ha

{	・国有林	林野庁所管	1,272 ha	{	制限林地	1,272 ha	{	保安林	1,272 ha
		その他	0 ha (		普通林地	0 ha		砂防指定地	0 ha
								その他	0 ha

) 所管)

・ 国有林以外の国有地 0 ha ( 所管)

ロ 地方公共団体有地 0 ha

県有地	0 ha	}	県有林	0 ha
			その他	0 ha
市町村有地	0 ha	}	市町村有林	0 ha
			その他	0 ha

ハ 私有地等 0 ha

ニ 公有水面 0 ha

(3) 市町村別内訳

市町村名	面積 (ha)
栗原市	1,272
計	1,272

8 他法令による規制区域

名称	指定権者	面積 (ha)	法令の名称等
栗駒国定公園	環境省	1,272	自然公園法
土砂流出防備保安林	農林水産省	818	森林法
水源かん養保安林	農林水産省	954	森林法

9 当該区域内における鳥獣の生息状況等

(1) 概況

栗駒山(1627m)を中心とした地域で、栗駒火山地に属す。県内では、最も多雪帯であり、残雪量も多い。冬期の降雪等の気候と火山地形・地質により、ブナ、クロベ、ハイマツ等山地性森林帯が存在する

(2) 鳥獣の生息状況（下線のついた種は、天然記念物又は国レッドリスト、県レッドデータブックに記載されている種）

イ 鳥 類

ヤマドリ、コジュケイ、キジバト、イワヒバリ、カヤクグリ、ウソ、ホシガラス、ビ  
ンズイ、カッコウ、クマタカ、オオタカ、フクロウ、ウグイス、ホオジロ、キセキレ  
イ 等

ロ 獣 類

キツネ、タヌキ、ノウサギ、ツキノワグマ、ニホンリス、アナグマ、ニホンカモシカ、  
ヤマネ、オコジョ 等

(3) 当該区域内における農林水産物の被害状況及び被害に対する処置状況  
特になし

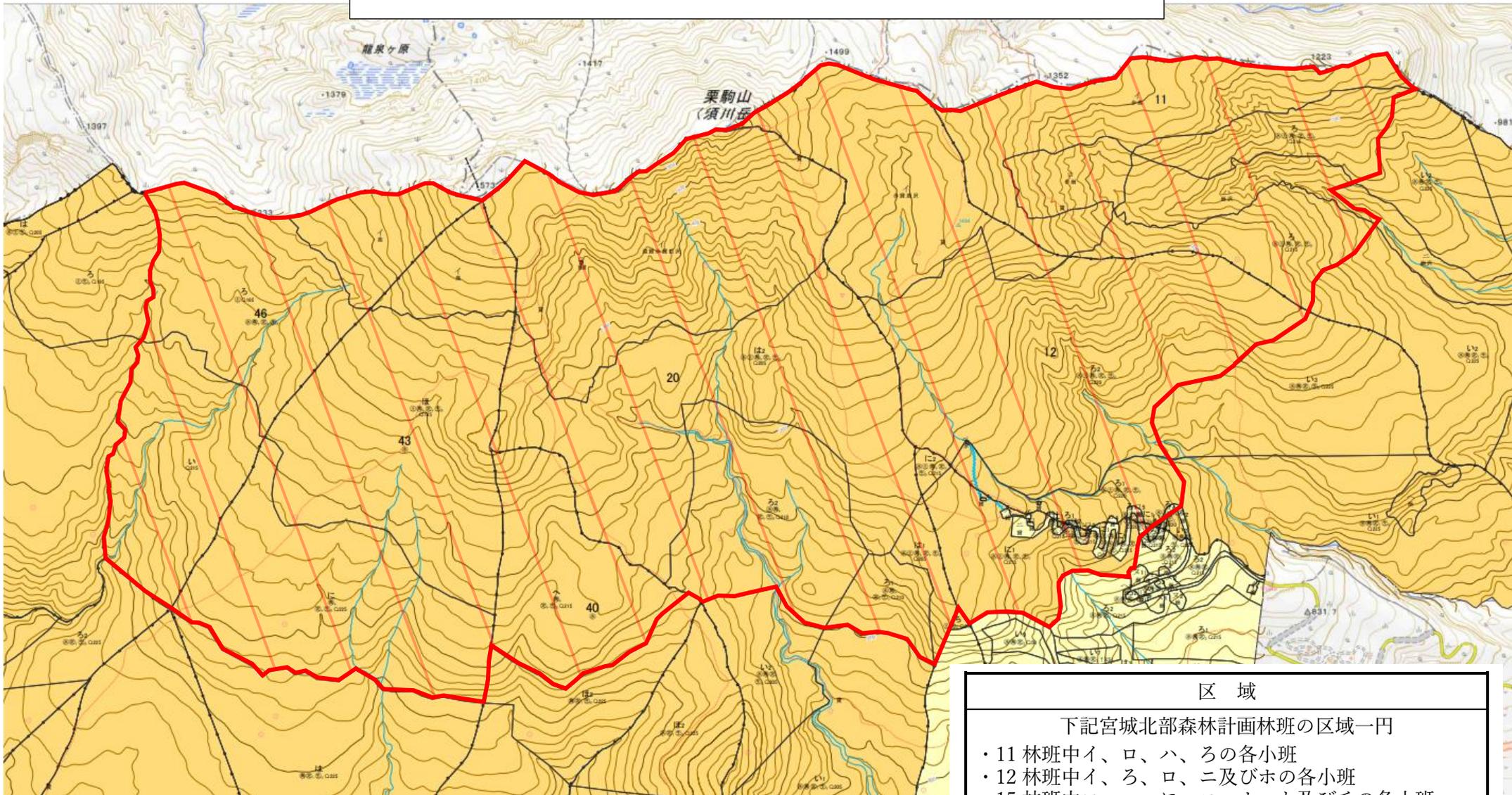
10 法第 32 条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、  
被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

11 維持管理に関する事項

・ 制 札                      2 本                      ・ 案内板                      0 本

# 栗駒鳥獣保護区（特別保護地区） 指定等区域図



## 区域

下記宮城北部森林計画林班の区域一円

- ・ 11 林班中イ、ロ、ハ、ろの各小班
- ・ 12 林班中イ、ろ、ロ、ニ及びホの各小班
- ・ 15 林班中ロ、ハ、に、ニ、ホ、ト及びチの各小班
- ・ 20 林班中イ、ろ、ロ及びはの各小班
- ・ 40 林班中へ小班
- ・ 43 林班中イ、に及びほの各小班
- ・ 46 林班

— 区域界

縮図 1/50,000



(別記様式第1号)

鳥獣保護区特別保護地区  
指定(更新)計画書

1 名称 翁倉山鳥獣保護区特別保護地区

2 所在地 石巻市

3 区域  
石巻市・登米市にまたがる翁倉山鳥獣保護区内の宮城北部森林計画区  
591林班た1、た2、れ1、れ2の区域

4 存続期間  
令和7年11月1日から令和27年10月31日まで(20年間)

5 指定区分 希少鳥獣生息地

6 指定(更新)の理由

当該区域は天然記念物であるイヌワシの繁殖が本県で初めて確認された地域であり、現在もその生息が確認されているほか、県自然環境保全地域の特別地区にも指定され、希少鳥類の生息地として重要な地域となっている。近年ではクマタカの生息も確認されており、その生息地としても重要である。

また、他の森林鳥獣にとっても良好な環境にあるため、再度特別保護地区として指定するものである。

7 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び  
水面の面積

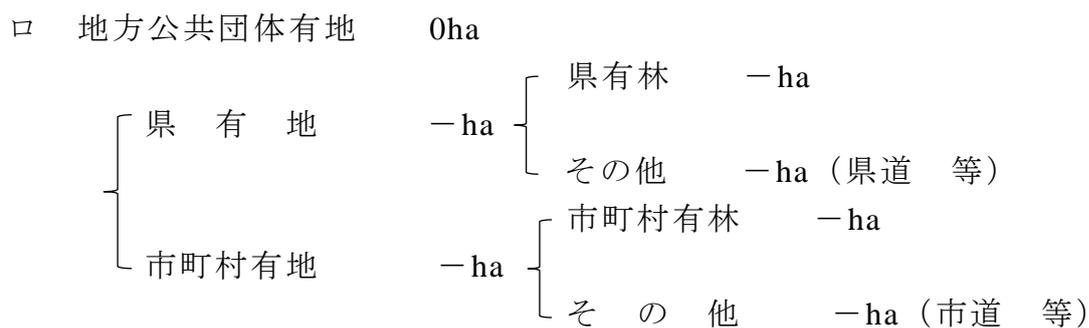
(1) 総面積 62ha

〔	うち	山林	62ha	原野	0ha	農地	0ha	〕
		水面	0ha	住宅地	0ha	その他	0ha	

(2) 所有者別内訳

イ 国有地 62ha

・国有林	{	林野庁所管	62ha	{	制限林地	62ha	{	保安林	62ha
					普通林地	0ha		砂防指定地	0ha
		その他	0ha	(	—	所管)		その他	0ha
・国有林以外の国有地 0ha ( — 所管)									



ハ 私有地等 0ha

ニ 公有水面 0ha

(3) 市町村別内訳

市 町 村 名	面 積 (ha)
石巻市	62
計	62

8 他法令による規制区域

名 称	指定権者	面 積 (ha)	法令の名称等
水源かん養保安林	農林水産省	62	森林法
翁倉山自然環境保全地域 特別地区	宮城県	62	宮城県自然環境保全 条例
イヌワシの繁殖地 天然記念物	文部科学省	62	文化財保護法

9 当該区域内における鳥獣の生息状況等

(1) 概 況

当該区域は天然記念物であるイヌワシの繁殖が本県で初めて確認された地域であり、現在もその生息が確認されているほか、絶滅危惧Ⅱ類に分類されるハヤブサや準絶滅危惧種であるオオタカの生息が確認されている等、希少鳥類にとって重要な生息域となっている。また、イヌワシの餌となるノウサギ等の森林野生鳥獣にとっても良好な生息環境となっているほか、大型猛禽類であるイヌワシの飛行に適した風衝地であるとともに、営巣木となる枝張りのよいアカマツ等の大木が存在している。

(2) 鳥獣の生息状況（下線のついた種は、天然記念物又は国レッドリスト、県レッドリストに記載されている種）

イ 鳥 類

イヌワシ、オオタカ、ハヤブサ、トビ、キジ、ヤマドリ  
キビタキ、オオルリ、アオバズク、キセキレイ 等

ロ 獣 類

ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、テン、ハタネズミ 等

(3) 当該区域内における農林水産物の被害状況及び被害に対する処置状況  
なし

10 法第32条の規定による補償に関する事項

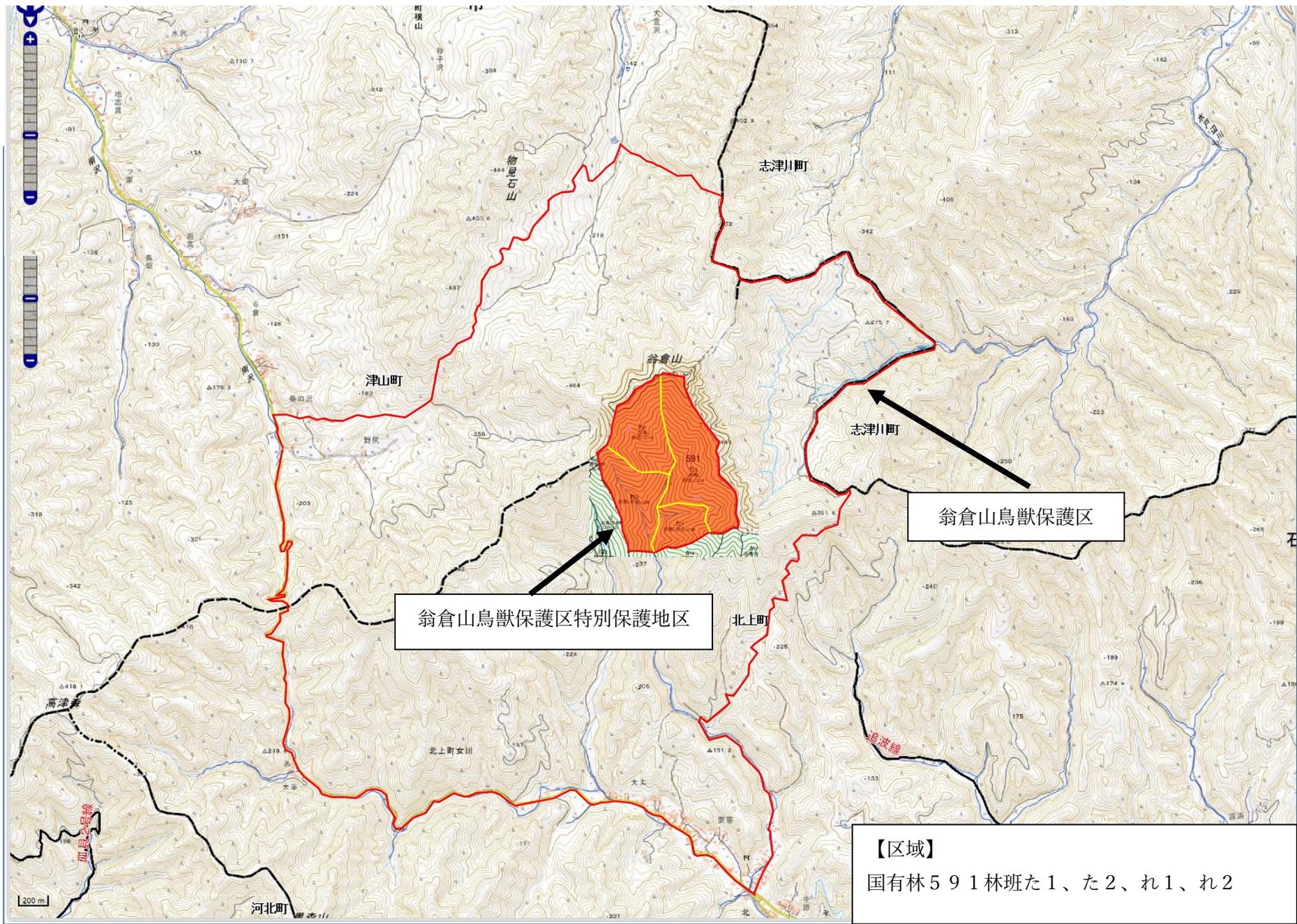
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

11 維持管理に関する事項

・案内板 1基

翁倉山鳥獣保護区特別保護地区 指定等区域図

(石巻市)



(別記様式第1号)

鳥獣保護区特別保護地区  
指定(更新)計画書

1 名称 金華山鳥獣保護区特別保護地区

2 所在地 石巻市

3 区域  
石巻市所在金華山(島)の区域

4 存続期間  
令和7年11月1日から令和27年10月31日まで(20年間)

5 指定区分 希少鳥獣生息地

6 指定(更新)の理由

当該区域は、牡鹿半島の先端部から約700m離れた孤島で島全域が三陸復興国立公園特別地域に指定されており、豊かな植生による多様な鳥獣相が見られ、鳥獣の生育環境が良好に保たれている。また、「金華山島のニホンザル」が宮城県レッドリスト2024で「絶滅のおそれのある地域個体群(LP)」に区分されているほか、ニホンジカの集団生息地として貴重な地域でもあり、再度鳥獣保護区特別保護地区として指定する。

7 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

(1) 総面積 960ha

〔	うち	山林	808ha	原野	146ha	農地	0ha	〕
		水面	0ha	住宅地	0ha	その他	36ha	

(2) 所有者別内訳

イ 国有地 908ha

・国有林	{	林野庁所管	905ha	{	制限林地	905ha	{	保安林	905ha
		その他	0ha (		普通林地	0ha		砂防指定地	0ha
					所管)			その他	0ha

・国有林以外の国有地 3ha (海上保安庁所管)

ロ	地方公共団体有地	0ha														
	<table> <tr> <td rowspan="2">}</td> <td>県有地</td> <td>-ha</td> <td> <table> <tr> <td>県有林</td> <td>-ha</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-ha (県道 等)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>市町村有地</td> <td>-ha</td> <td> <table> <tr> <td>市町村有林</td> <td>-ha</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-ha (市道 等)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	}	県有地	-ha	<table> <tr> <td>県有林</td> <td>-ha</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-ha (県道 等)</td> </tr> </table>	県有林	-ha	その他	-ha (県道 等)	市町村有地	-ha	<table> <tr> <td>市町村有林</td> <td>-ha</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-ha (市道 等)</td> </tr> </table>	市町村有林	-ha	その他	-ha (市道 等)
}	県有地		-ha	<table> <tr> <td>県有林</td> <td>-ha</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-ha (県道 等)</td> </tr> </table>	県有林	-ha	その他	-ha (県道 等)								
	県有林	-ha														
その他	-ha (県道 等)															
市町村有地	-ha	<table> <tr> <td>市町村有林</td> <td>-ha</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-ha (市道 等)</td> </tr> </table>	市町村有林	-ha	その他	-ha (市道 等)										
市町村有林	-ha															
その他	-ha (市道 等)															

ハ 私有地等 52ha

ニ 公有水面 0ha

(3) 市町村別内訳

市 町 村 名	面 積 (ha)
石巻市	960

8 他法令による規制区域

名 称	指定権者	面 積 (ha)	法令の名称等
風致保安林	農林水産省	905	森林法
保健保安林		884	
土砂流出保安林		861	
土砂崩壊保安林		44	
三陸復興国立公園	環境省	924	自然公園法

9 当該区域内における鳥獣の生息状況等

(1) 概 況

当該区域は、牡鹿半島の先端部から約700m離れた孤島である。鳥類では、ヤマガラ等の小鳥が多い他、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ等の飛来が確認されている。また、ニホンジカ・ニホンザルの集団生息地として貴重な地域となっている。

(2) 鳥獣の生息状況 (下線のついた種は、天然記念物又は国レッドリスト、県レッドリストに記載されている種)

イ 鳥 類

オオタカ、オジロワシ、オオワシ、ミサゴ、オオルリ、ヤマガラ、チゴモズ、ウミウ 等

ロ 獣 類

ニホンジカ、ニホンザル、モグラ、ヒメネズミ 等

(3) 当該区域内における農林水産物の被害状況及び被害に対する処置状況  
なし

10 法第 32 条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

11 維持管理に関する事項

・ 制 札 0 本

添付書類

(1) 鳥獣保護区指定等区域図

# 金華山鳥獣保護区特別保護地区 指定等区域図 (石巻市)

